

本地区はJR岡部駅の北東部約600mに位置し、区域面積は約7.6ヘクタールの区域です

岡里地区

地区整備計画

名	称	岡里地区地区計画
位	置	深谷市岡里
面	積	約7.6 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、深谷市の西部に位置し、JR高崎線岡部駅の北東部約600mに位置する区域である。「子供からお年寄りまでが安心して快適に暮らせる住みよい街づくり」を目標に地区計画を定め、宅地の利用増進を図り、防犯、防災に配慮した、健全で良好な住環境の形成を図る。
	土地利用の方針	本地区は、建築協定で定めてきたルールを尊重し、地区の実情に合わせた良好な住宅地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区の健全な土地利用の増進と良好な地区環境の形成を図るため、地区施設の維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び垣又は柵の構造の制限を加えることにより、良好な市街地形成を図る。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園 ・ひばりヶ丘公園 1,508㎡ ・白山公園 1,191㎡
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（イ）項第1号に定める「住宅」。ただし、長屋を除く） 2 住宅で診療所の用途を兼ねるもの 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に定めるもの 4 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	150㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁（これに代わる柱を除く）の面から隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。また、北側隣地境界線から南側に向かっての2階以上の部分については1.9m以上とする。ただし、物置、車庫、その他これらに類する建築物で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以下のものは、この限りでない。 なお、当該規定が定められた後において、敷地の分割等により変更が生じた区画については、北側隣地境界線とほぼ平行な隣地境界線を敷地の北側に有する場合には、当該隣地境界線を北側隣地境界線とみなす。
	建築物の高さの最高限度	前面道路の路面の中心から9.5m
垣又は柵の構造の制限	道路境界線及び隣地境界線に面する垣又は柵の構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱及び扉については、この限りでない。 1 塀で、高さは前面道路の路面の中心から1.8m以下のもの 2 高さ60cm以下の基礎（コンクリートブロック、石積み等を含む）の上にフェンスを施したもので、前面道路の路面の中心からの高さが2.0m以下のもの	

建築物の敷地面積の最低限度

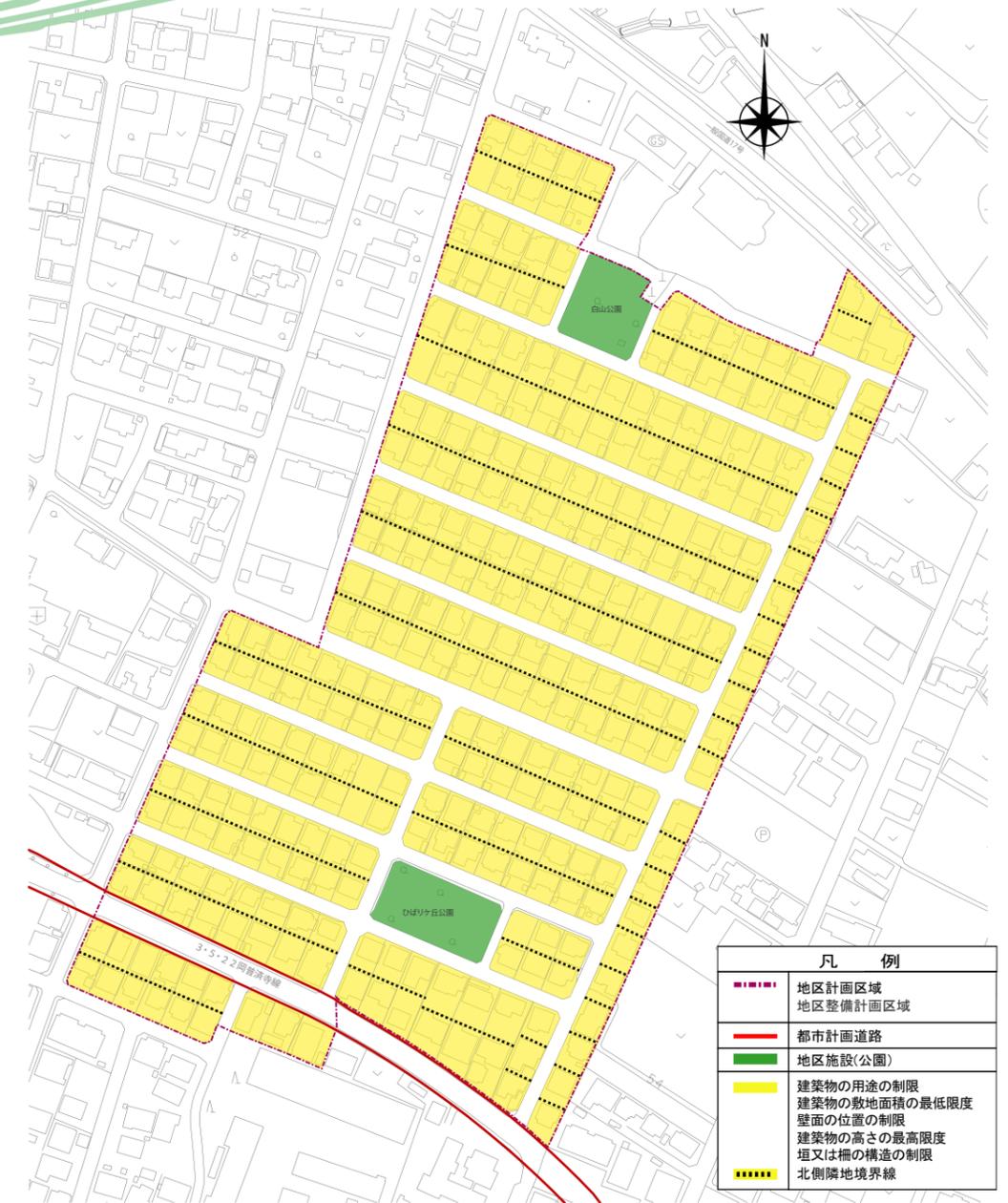
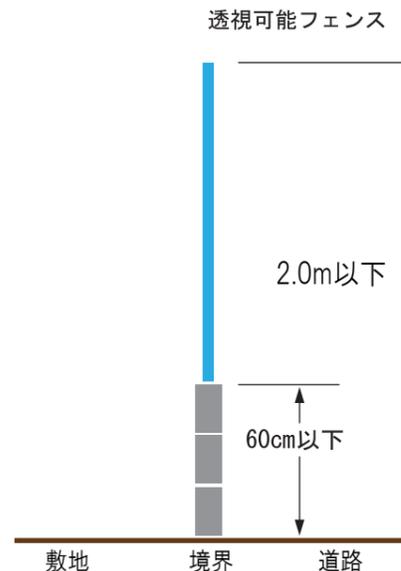
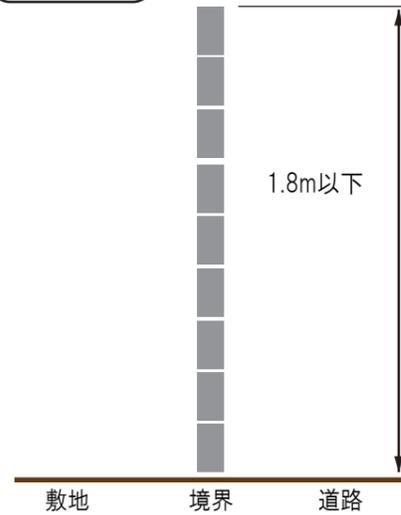
150㎡

建築物の高さの最高限度

9.5m

垣又は柵の構造の制限

設置例



壁面の位置の制限

